

## 13 C S F（豚コレラ）対策の強化について

昨年9月、国内で26年ぶりに発生したC S Fは、主要産地である関東においても発生するなど、感染が拡大している状況にある。

また、近隣国ではA S F（アフリカ豚コレラ）が発生しており、中国からの旅客の携帯品から同ウイルスが確認されている。

こうした中、各自治体においては、養豚農家に対し、農場消毒など飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・通報の再徹底と野生イノシシに対するC S F検査を強化するなど、あらゆる措置を講じているところである。

国においても、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部見直しにより、飼養豚への予防的ワクチン接種について新たな方針を示すなど、様々な対策を講じていただいているところであるが、日々感染リスクが高まる中、養豚農家や関係団体からは、不安の声が高まっている。

については、都道府県等の意見を取り入れた上で、国家防疫として次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 野生イノシシの感染が拡大している中、関東全域など、広域での速やかな予防的ワクチン接種が可能となるよう、都県の要望を踏まえて推奨地域を設定するとともに、必要なワクチン量を早期に確保すること。
- 2 飼養豚への予防的ワクチン接種にあたっては、十分な流通対策の確保及び価格下落対策を講じること。
- 3 予防的ワクチン接種に伴い、接種豚の移動が制限され、広域的な流通を行っている種豚及び子豚生産農場の経営に影響が生じるため、国

において対策を講じること。

- 4 予防的ワクチン接種をはじめとした、各種対策に要する経費について、国の更なる財政的支援を講じること。
- 5 野生イノシシへの経口ワクチンについては、感染拡大を考慮し、速やかに対象都県エリアを見直すこと。
- 6 A S F をはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の国内への侵入防止のため、検疫体制（水際対策）を強化すること。